

他自治体の条例の構成について

世田谷区子ども条例		松本市子ども条例		豊田市子ども条例	
前文	前文あり	前文	前文あり	前文	前文あり
第1章 総則		第1章 総則		第1章 総則	
第1条	条例制定の理由	第1条	目的	第1条	目的
第2条	言葉の意味	第2条	言葉の意味	第2条	定義
第3条	条例の目標	第3条	市やおとなの役割	第3条	責務
第4条	保護者の務め	第2章 子どもにとって大切な権利と普及		第2章 子どもにとって大切な権利	
第5条	学校の務め	第4条	大切な権利	第4条	子どもの権利と責任
第6条	区民の務め	第5条	子どもの権利の普及と学習への支援	第5条	安心して生きる権利
第7条	事業者の務め	第6条	子どもの権利の日	第6条	自分らしく生きる権利
第8条	区の務め	第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援		第7条	豊かに育つ権利
第2章 基本となる施策		第7条	子どもの安全と安心	第8条	参加する権利
第9条	健康と環境づくり	第8条	家庭における権利の保障と支援	第3章 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障	
第10条	場の確保	第9条	育ち学ぶ施設における権利の保障と支援	第9条	家庭における権利の保障
第11条	子どもの参加	第10条	地域における権利の保障と支援	第10条	育ち学ぶ施設における権利の保障
第12条	虐待の禁止など	第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進		第11条	地域における権利の保障
第13条	いじめへの対応	第11条	意見表明や参加の促進	第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進	
第14条	子育てへの支援	第12条	情報の提供	第12条	子どもの権利の周知と学習支援
第3章 子どもの人権擁護		第13条	子どもの居場所	第13条	子育て家庭への支援
第15条	世田谷区子どもの人権擁護委員の設置	第14条	環境の保護	第14条	特別なニーズのある子ども・家庭への支援
第16条	擁護委員の仕事	第5章 子どもの相談・救済		第15条	子どものいじめの防止などに関する取組
第17条	擁護委員の務めなど	第15条	相談と救済	第16条	子どもの虐待の予防などに関する取組
第18条	擁護委員への協力	第16条	子どもの擁護委員	第17条	有害・危険な環境からの保護
第19条	相談と申立て	第17条	擁護委員の職務	第18条	子どもの居場所づくりの推進
第20条	調査と調整	第18条	公表	第19条	意見表明や参加の促進
第21条	要請と意見など	第19条	尊重と連携	第20条	子ども会議
第22条	見守りなどの支援	第20条	勧告などの尊重	第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復	
第23条	活動の報告と公表	第6章 子ども施策の推進と検証		第21条	子どもの権利擁護委員の設置など
第24条	擁護委員の庶務など	第21条	施策の推進	第22条	擁護委員の仕事
第4章 推進計画と評価		第22条	推進計画	第23条	擁護委員への協力
第25条	推進計画	第23条	子どもにやさしいまちづくり委員会	第24条	勧告や要請への対応
第26条	評価	第24条	委員会の職務	第25条	勧告や要請などの内容の公表
第5章 推進体制など		第25条	提言やその尊重	第26条	活動状況などの報告と公表
第27条	推進体制	第7章 雑則		第6章 子どもに関する施策の推進と検証	
第28条	国、東京都などとの協力	第26条	委任	第27条	子ども総合計画
第29条	雇い主の協力			第28条	子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置など
第30条	地域の中での助け合い			第29条	推進会議の仕事
第31条	啓発			第30条	報告、提言など
第6章 雑則				第7章 雑則	
第32条	委任	第31条	委任		